

防府市救急ステーション認定に関する実施要綱

平成18年3月1日制定

(目的)

第1条 多くの利用者が出入りするデパート、旅館、ホテル及び店舗等の事業所（以下「事業所」という。）に対し、応急手当に関する正しい知識と技術を普及するため救命講習の受講を促進し、救急事案において、消防機関への通報、適切な応急救護処置、救急隊への協力、支援等を行う応急救護支援体制を確立し、地域貢献に積極的に取り組む事務所を、救急協力事業所（以下「救急ステーション」という。）として認定することにより、応急手当普及啓発に寄与することを目的とする。

(救急ステーションの事業内容)

第2条 救急ステーションは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 消防機関への通報
- (2) 適切な応急救護処置
- (3) 救急隊への協力、支援等

(対象事業所)

第3条 対象事業所は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 多くの利用者が出入りするデパート、旅館、ホテル及び店舗等
- (2) その他、消防長が必要と認めた事業所

(救急ステーション等の認定区分及び認定基準)

第4条 救急ステーションの認定区分及び認定基準は、次の各号による。

- (1) 消防本部の定める「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づく上級救命講習修了者を1名以上確保していること。
- (2) 消防本部の定める「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づく普通救命講習Ⅰ修了者又は普通救命講習Ⅱ修了者及びその他の応急救護講習修了者が全従業員の70%以上（夜間当直制事業所は、勤務者の50%以上）確保していること。
- (3) 別表第1に掲げる応急手当資器材を常備していること。
- (4) 年1回以上、救急訓練を実施していること。

2 AED設置救急ステーションの認定区分及び認定基準は、次の各号によ

る。

- (1) 要綱第4条1項各号に掲げる救急ステーションの基準をすべて満たしていること。
- (2) 自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を常備していること。
- (3) 常時AEDを使用するために必要な一定頻度者に対する救命講習（上級救命講習又は普通救命講習Ⅱ）修了者を確保していること。

（救急ステーションの認定手続き）

第5条 消防長は、救急ステーション認定申請書（第1号様式）により事業所から認定申請を受け、当該事業所が認定基準を満たしていると認めた場合は、山口県救急業務高度化推進協議会の定める「救急ステーション認定制度普及要領」に基づく所定の手続きの後、次の各号により認定証及び表示マークを交付するものとする。ただし、当該事業所の応急救護支援体制に著しい問題があると確認した場合は交付しないものとする。

- (1) 要綱第4条第1項に掲げる救急ステーションに該当する場合は、認定証（第2号様式）及び表示マーク（第3号様式）を交付する。
- (2) 要綱第4条第2項に掲げるAED設置救急ステーションに該当する場合は、認定証（第4号様式）及び表示マーク（第5号様式）を交付する。

2 認定証及び表示マークを交付された事業所は、認定証・表示マーク受領書（第6号様式）を提出するものとする。

（認定証及び表示マークの掲示）

第6条 認定証及び表示マークを交付された事業所は、当該事業所内において掲示するものとする。

（救急ステーションの認定期間等）

第7条 救急ステーションの認定期間等については、次の各号による。

- (1) 救急ステーションの認定期間は1年とする。
- (2) 消防本部は、有効期間満了前に再認定の適否について確認する。
- (3) 認定証及び表示マークは、認定基準を満たす場合は継続交付とする。

（救急ステーションの認定台帳）

第8条 消防本部は、救急ステーションの認定経過について、救急ステーション認定台帳（第7号様式）に記録し管理するものとする。

(認定証及び表示マークの返還)

第9条 次の各号に該当する救急ステーションは、認定証及び表示マークを速やかに消防本部に返還しなくてはならない。

- (1) 認定証及び表示マークの汚損又は破損、若しくは記載の内容に変更が生じた場合
- (2) 認定基準に適合しなくなった場合
- (3) 廃業した場合

(推進者及び応急救護技能の維持向上)

第10条 救急ステーションは、推進者を1名定め、定期的な再講習の計画等、事業所における応急救護技能の維持、向上に努めさせるものとする。

(救急訓練)

第11条 救急訓練を実施する場合は、予め救急訓練実施通知書(第8号様式)により消防本部へ通知するものとする。

(その他)

第12条 その他必要な事項は、山口県救急業務高度化推進協議会の定める「救急ステーション認定制度普及要領」及び消防本部の定める「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要領」による。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

応急手当資器材

番号	品目	数量
1	感染防止人工呼吸用マスク	1
2	三角巾	1
3	外傷パッド	1
4	救急包帯	1
5	感染防止手袋	1

第1号様式

救急ステーション認定申請書

年 月 日

防府市消防本部

消防長 様

事業所名

管理権原者氏名

当事業所は、下記のとおり応急救護支援体制を確立し、救急ステーションとしての認定を受けたいので防府市救急ステーション認定に関する実施要綱第5条第1項の規定により、申請します。

記

認定区分	①救急ステーション		②AED設置ステーション	
事業所名		業種		
所在地				
電話番号				
上級救命講習修了者数	人	計		人
普通救命講習Ⅰ修了者数	人			
普通救命講習Ⅱ修了者数	人			
従業員	人	修了者割合		%
推進者氏名		AED設置数		台
受付	備考			

(注) 本様式に救急講習修了者名簿を付すこと。



認定証

救急ステーション

様

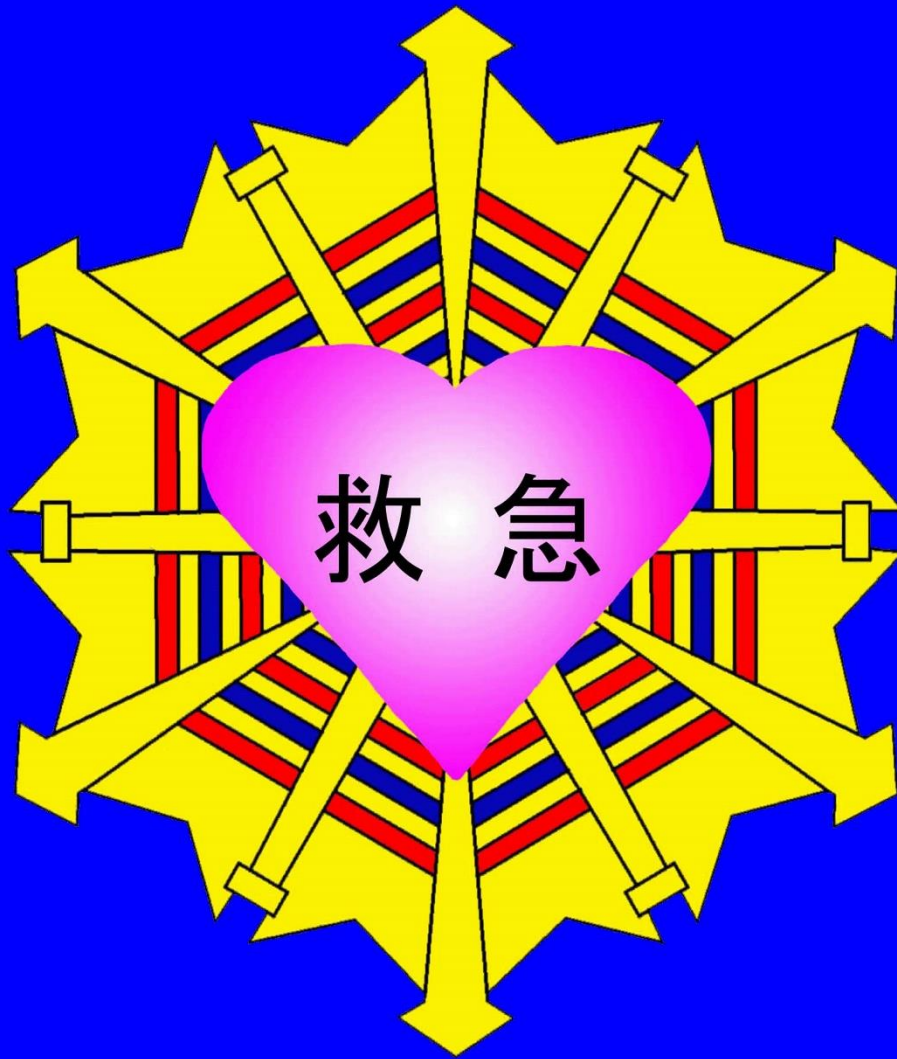
貴事業所は救命講習に積極的に取り組み
応急救護支援体制が優秀と認められるため
救急ステーションと認定します

年 月 日

山口県救急業務高度化推進協議会長

防府市消防長

救急ステーション



山口県救急業務高度化推進協議会
防 府 市 消 防 本 部

年 月 日認定



認定証

AED設置救急ステーション

様

貴事業所は救命講習に積極的に取り組み
AEDを使用できる高度な応急救護支援体
制を整備していますのでAED設置救急ステー
ションと認定します

年 月 日

山口県救急業務高度化推進協議会長

防府市消防長

AED設置 救急ステーション



山口県救急業務高度化推進協議会
防 府 市 消 防 本 部

年 月 日認定

第6号様式

救急ステーション認定証・表示マーク受領書

年 月 日

防府市消防本部

消防長 様

事業所名

管理権原者氏名

救急ステーション認定証及び表示マークを下記のとおり受領いたしました。

記

受領年月日	年 月 日	認定区分	① 救急ステーション ② AED設置救急ステーション
事業所名		業 種	
所在地 電話番号			

注意 救急ステーションに関する実施要綱に基づき、返還事由が生じた場合は、速やかに認定証及び表示マークを返還いたします。

第7号様式

救急ステーション認定台帳

事業所名		業種	
所在地 電話番号			

【交付等の経過】

経過欄	
年 月 日	① 救急ステーション ② AED設置救急ステーション
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
備 考	

(注) 経過欄の空欄には、再交付等の内容を記録すること。

第8号様式

救急訓練実施通知書

年 月 日

防府市消防本部

消防長 様

事業所名

管理権原者氏名

救急ステーション認定に関する実施要綱に基づき、下記のとおり救急訓練を実施いたします。

記

事業所名		業種	
所在地 電話番号			
訓練実施日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで		
訓練種別	1 総合		
	2 通報連絡	通報訓練、誘導方法	
	3 応急手当	心肺蘇生法、止血法、その他 ()	
	4 支援協力	傷病者搬送法	
推進者氏名		指導員の要否	要・否
訓練概要			

※ 上記の訓練種別のうち1つ以上を実施すること。